|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 健康医療部  　健康医療総務課 | 普通財産の貸付について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 貸付数量 | 目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 | | 土地 | 157.04㎡ | 看護学校 | 311,200円 | 平成12年12月27日から  令和12年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (貸付状況の確認)  第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。  また、本事案の原因は、当該事務処理について所属内における情報共有及び担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにある。そのため、本件指摘事項について、所属内で共有し、併せて大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を図った。  今後は、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

公有財産台帳の登載誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月８日から同年７月26日まで）